

委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が委託により実施させる試験及び研究並びに調査（以下「委託試験研究」という。）における不正行為が発生した場合等に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- 一 受託機関 委託試験研究の契約の相手方となる法人その他の任意団体をいう。
- 二 研究者 受託機関に所属する者で委託試験研究を実施する者をいう。
- 三 特定不正行為 研究の立案・計画・実施・成果のとりまとめの各過程においてなされる不正行為のうち、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。
 - ア 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）
 - イ 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた研究結果等を真正でないものに加工することをいう。）
 - ウ 盗用（他の研究者のアイデア、分析方法、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。）
- 四 不正使用 故意若しくは重大な過失により委託費（農研機構が運営費交付金等により他の研究機関に委託する研究に係る資金をいう。以下同じ。）の他の用途への使用又は委託試験研究契約の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 五 不正受給 偽りその他不正な手段により委託費を受給することをいう。
- 六 被認定者 受託機関が特定不正行為又は不正使用若しくは不正受給に関与したと認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定しないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定した著者並びに不正使用若しくは不正受給に直接関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下「善管注意義務」という。）に違反したと認定した者をいう。（以下、特段の規定がない場合は、「特定不正行為」、「不正使用」及び「不正受給」を「不正行為」と総称する。）

(規程の適用範囲)

第 3 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書第 4 1 条の規定に基づく委託試験研究について適用する。ただし、農研機構が農研機構以外の

者から委託を受けた試験研究を更に農研機構以外の者に委託した場合における当該委託試験研究については適用しない。

(不正行為に関する告発等の回付等)

第4条 理事長は、不正行為受付窓口（試験研究の不正行為の取扱いに関する規程（19規程第107号）第6条第5項に規定する不正行為受付窓口をいう。）又は受付窓口（研究費の不正使用等の防止に関する規程（27規程第134号）第9条第1項に規定する受付窓口をいう。）（以下「受付窓口」と総称する。）に委託試験研究に係る特定不正行為が行われた旨の告発（役職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）又は委託費に係る不正使用若しくは不正受給（以下「不正使用等」という。）が行われた旨の通報があった場合には、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年10月1日19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、調査を行う研究機関（以下「調査機関」という。）を特定するとともに、当該告発又は通報（以下「告発等」という。）を回付し、告発等が当該研究機関にあったものとして取り扱うよう要請する。

2 理事長は、当該調査機関から本調査を行わない旨の通知があった場合は、その旨を被告発者（通報の場合にあっては被通報者。以下同じ。）が所属する機関及び被告発研究機関（通報の場合にあっては被通報研究機関。以下同じ。）に通知する。ただし、調査機関である機関には通知しない。

3 受付窓口は、研究機関が受理した告発等について、当該研究機関から本調査の実施又は不実施の通知があった場合には、理事長に報告するものとする。

4 理事長は、研究機関から本調査の実施の通知があった場合は、第1項により当該研究機関を調査機関に特定したものとして取り扱うものとする。

(受託機関の責務)

第5条 受託機関は、当該受託機関が実施する委託試験研究について、不正行為を発見し、又は不正行為があると思料するに至った旨の告発等があった場合には、受託機関において必要な調査を行い、当該告発等に係る不正行為が行われたか否かの認定を行わなければならない。

2 受託機関は、前項の認定を行った場合には、速やかに当該認定の結果（同項の調査の内容を含む。）を理事長に報告しなければならない。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第6条 理事長は、受付窓口へ寄せられた告発等の告発者（通報の場合にあっては通報者。以下同じ。）、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 理事長は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- 3 理事長は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に告発者に対し、懲戒処分等を行わない。
- 4 理事長は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は被告発者に対する懲戒処分等を行わない。

（調査の委託）

第7条 理事長は、第4条第1項の規定に基づき回付すべき適当な研究機関がない場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると認めた場合は、告発等をされた研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の研究者コミュニティに、調査を委託することができる。この場合、委託された機関は、ガイドラインに基づいて調査を行うものとする。

（調査中における一時的措置）

第8条 理事長は、第4条第1項の規定により特定した調査機関から本調査を行う旨の通知があった場合又は前条の規定により調査を委託した場合には、調査の終了前であっても、必要に応じ調査の中間報告を当該調査機関に求めることができる。

第9条 理事長は、前条による中間報告を受けたときは、被告発研究機関に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る委託費の使用停止を命ずることができる。

- 2 理事長は、前条による中間報告を受けたときは、被告発研究機関に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、被告発者が研究代表者又は研究分担者若しくは研究補助者（以下「研究代表者等」という。）である委託試験研究に関し当該研究機関と契約を締結している当該委託試験研究に係る委託費の支払停止（既に一部支払している場合の未支払分の支払停止を含む。）又は既に別に被告発者を研究代表者等として申請されている委託試験研究について、契約の締結若しくは契約締結後の委託費の支払を保留（一部保留を含む。）することができる。

（委託試験研究に係る措置を検討する委員会の設置等）

第10条 理事長は、調査機関から受託機関における委託試験研究において不正行為が行われたと認定した旨の報告があった場合には、速やかに被認定者に対してとるべき措置を検討する委員会（以下「措置検討委員会」という。）を設置する。

- 2 措置検討委員会の委員長は、事案が特定不正行為に係るものである場合にあっては理事（研究管理担当）とし、不正使用等に係るものである場合にあっては理事（総務担当）とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、理事（研究管理担当）又は理

事（総務担当）以外の者を委員長とすることができる。

- 3 措置検討委員会の委員は、原則として、不正行為が行われたと認定された委託試験研究に係る不正行為の実態等についての的確な判断を下すために必要な知見を持ち、被認定者又は当該不正行為が行われたと認定された委託試験研究に直接の利害関係を有しない者とし、理事長が役職員の中から指名し、又は外部の有識者の中から委嘱する。
- 4 理事長は、原則として、被認定者が所属する機関に属する者は、委員とせず、及び当該被認定者に係る審議に参加させない。ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見当たらず、かつ、公正な審議が確保できると認めるときは、この限りではない。

（委員会の招集）

第11条 委員長は、措置検討委員会が設置されたときは、直ちに、措置検討委員会を招集し、当該被認定者に対してとるべき措置の検討を開始する。

（措置の対象者）

第12条 措置の対象となる者（以下「措置対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 特定不正行為が行われたと認定された委託試験研究に係る論文等の著者のうち、特定不正行為に関与したと認定された者（共著者を含む。以下同じ。）
- 二 特定不正行為が行われたと認定された委託試験研究に係る論文等の著者ではないが、当該特定不正行為に関与したと認定された者
- 三 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為が行われたと認定された委託試験研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者
- 四 不正使用等を行った研究者及びこれに共謀した研究者
- 五 不正使用等に直接関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務に違反した研究者

（措置の内容）

第13条 不正行為が行われたと認定された委託試験研究についての措置は、次のとおりとする。

- 一 措置対象者が実施するものは、中止とする。
 - 二 措置対象者が実施する委託試験研究が委託試験研究全体のうちの一部である場合において、当該委託試験研究全体を中止するか否かの取扱いは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに措置検討委員会が検討する。
- 2 不正行為が行われたと認定された委託試験研究以外の委託試験研究についての措置は、次のとおりとする。
- 一 措置対象者のうち前条第1号、第2号及び第4号に掲げる者が代表者となっているものについては、中止する。
 - 二 措置対象者のうち前条第1号、第2号及び第4号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっているものについては、これらの者の参画を認めない。

- 3 不正行為が行われたと認定された日の属する事業年度（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条第1項に規定する事業年度をいう。）において新たに実施する予定となっている委託試験研究についての措置は、次のとおりとする。
 - 一 措置対象者が研究代表者となっているものは、委託しない。
 - 二 措置対象者が研究分担者又は研究補助者となっているものは、これらの者を除外しない限り委託しない。
- 4 前条第1号から第3号までに掲げる措置対象者に対しては捏造、改ざん又は盗用が行われたと認定された日の属する事業年度の翌事業年度以降、同条第4号又は第5号に掲げる措置対象者に対しては委託費を返還した事業年度の翌事業年度以降、一定期間、全ての委託試験研究に係る研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての参画を制限する。制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合に応じて措置検討委員会が同条第1号から第3号までに掲げる措置対象者にあつては別表第1で、同条第4号又は第5号に掲げる措置対象者にあつては別表第2で定める基準に基づいて定めるものとする。なお、国及び他の独立行政法人が配分した競争的資金等国費による研究資金を活用した研究活動について不正行為があつた者による申請も、当該国等の機関が行う不正行為に対する措置に応じて同様に取り扱うものとする。

（措置の検討）

- 第14条 措置検討委員会は、措置を検討するに当たっては、受託機関に対するヒアリング等を行い、当該受託機関から報告を受けた調査結果について、調査内容、調査の方法、手法及び手順並びに調査を行った当該受託機関の調査委員会等の構成等を精査するものとする。
- 2 措置検討委員会は、前項のヒアリングの結果及び精査した調査結果に基づき、措置対象者及び当該措置対象者に対する措置を検討するものとする。
- 3 措置対象者に対する措置は、前条各項に掲げる内容を標準とし、不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの不正行為への関与の度合い及び不正行為があつたと認定された研究又はグループにおける立場、不正行為を防止するための努力の有無等を考慮した上で、判断するものとする。
- 4 措置検討委員会は、措置対象者及び当該措置対象者に対する措置の内容について検討を終了したときは、速やかにその検討結果を理事長に報告しなければならない。

（措置の決定等）

- 第15条 理事長は、前条第4項の報告を受けたときは、措置検討委員会の検討結果を尊重しつつ、被認定者に対する措置を決定する。
- 2 理事長は、措置を決定する前に被認定者から弁明の聴取について申し出があつても、これを受け付けない。
- 3 理事長は、措置を決定したときは、決定した措置及びその対象者等について、措置対象者及び当該措置対象者が所属する受託機関並びに農林水産省及び農林水産省所管独立行政法人にも通知する。

- 4 理事長は、措置対象者等から通知した措置について異議がある旨の申し立てがあっても、これを受け付けない。

(委託試験研究の中止の措置に伴う委託費の返還等)

第16条 理事長は、決定した措置に基づき、委託試験研究を中止した場合は、措置対象者が所属する受託機関に対し、次に掲げるところにより委託費の返還等を命ずるものとする。

- 一 委託費のうち、措置を決定したときにおいて、受託機関に未だ支払われていない分については、原則として以後支払いをしない。
 - 二 受託機関に支払われた委託費のうち、措置を決定したときにおいて、受託機関に未使用額があるときは、原則として返還を求める。
 - 三 措置を決定したときにおいて、受託機関に支払われた委託費で購入した未使用の機器等の物品があるときは、原則としてこの購入費に相当する額の返還を求める。
- 2 理事長は、委託試験研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合等行われていた不正行為が極めて悪質な場合又は不正行為が行われたと認定された委託試験研究が委託試験研究全体のうちの一部である場合等前項の取扱いにより難しいときは、措置検討委員会と協議の上、その取扱いを決定する。
- 3 前各項の取扱いに伴い、受託機関が物品の売買契約等の解除をしたことにより当該受託機関に違約金等の支払い義務が発生した場合は、当該受託機関において負担するものとする。

(措置後に訴訟が提起された場合の対応)

第17条 農研機構が措置を行った後に、調査機関が行った不正行為が行われたとの認定について訴訟が提起された場合は、当該認定が不適切である等又は措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、当該措置は継続するものとする。

(措置前に訴訟が提起された場合の対応)

第18条 農研機構が措置を行う前に、調査機関が行った不正行為が行われたとの認定について訴訟が提起された場合は、農研機構は当該訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。

(措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合)

第19条 農研機構が措置を行った後に、調査機関が行った不正行為が行われたとの認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、理事長は、直ちに措置を撤回するものとする。

- 2 調査機関が行った不正行為が行われたとの認定が不適切であった旨の裁判が確定したときにおいて、農研機構が行った措置により委託試験研究を中止していた場合は、その対象となった委託試験研究の研究計画の進捗状況に応じて、新たに当該委託試験研究の委託契約を締結するか否かを決定するものとする。

(措置内容の公表)

第20条 理事長は、措置を決定したときは、原則として、措置対象者の氏名及び所属、措置の内容、不正行為が行われた委託試験研究の名称及びその委託契約の金額、研究内容及び不正行為の内容、調査機関が行った調査結果等について、速やかに公表する。

2 前項の公表において、当該不正行為について告発等をした者の氏名は、当該告発者の了承がなければ公表しない。

(不正行為の取扱いについての周知)

第21条 理事長は、委託試験研究において不正行為を行った場合に農研機構がとる措置の内容及び措置の対象となる範囲について、委託試験研究の取扱要領及び委託契約書等に記載し、研究者がこのことをあらかじめ承知することができるよう取り計らうものとする。

(その他の事項)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成25.3.29 規程第108-1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する

附 則 (平成27.8.6 27-15規程第108-2号)

この規程は、平成27年8月7日から施行する。

附 則 (令和元.12.23 31-19規程第108-3号)

この規程は、令和元年12月23日から施行する。

別表第1（第13条第4項関係）

対象資金への参画を制限する者		特定不正行為の程度	参画制限期間	
特定不正行為に関与したと認定された者	1 委託試験研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 特定不正行為があったと認定された委託試験研究に係る論文等の著者	当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く特定不正行為に関与したと認定された者		2～3年	
特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された委託試験研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年	

別表第2（第13条第4項関係）

不正使用等に係る参画制限の対象者	不正使用の程度		参画制限期間
1 不正使用（故意若しくは重大な過失による委託費の他の用途への使用又は委託試験研究契約の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びこれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 不正受給（偽りその他不正な手段により委託費を受給することをいう。）を行った研究者及びこれに共謀した研究者			5年
3 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者			不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知するものとし、不正使用等の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合